

出品規格

【日本画の部】

1. 水墨画を含む。
2. 10号(53.0cm×33.3cm)以上、50号(116.7cm×116.7cm)以内とする。
3. 額装をする。ガラス、屏風、軸装は不可とする。なお、30号以上の作品については、額縁の幅(マットを含む。)は6cm以内とする。

【洋画の部】

1. 油絵、アクリル画、水彩、素描、版画、パステル画などとする。
2. 10号(53.0cm×33.3cm)以上、50号(116.7cm×116.7cm)以内とする。(版画については、10号未満も可とする。)
3. 額装をする。ガラスは不可とする。なお、30号以上の作品については、額縁の幅(マットを含む。)は6cm以内とする。



写真の部】

1. カラー、モノクロを問わない。
2. 長辺が50cm以上、90cm以内の単写真とする。
3. 木製パネル仕立てとする。額装の場合、アクリルは可とし、ガラスは不可とする。
4. 使用機材は問わない。プリント方式は銀塩プリント・インクジェットプリントを問わない。デジタル合成は不可とする。
5. 近年のデジタルカメラ写真用プリンターの普及を考慮し、長辺が42cm(A3サイズ)以上、50cm未満の単写真についても審査の対象とするが、全国健康福祉祭美術展の規格に合致しない場合、合致させて出品することとする。

【書の部】

1. 漢字、かな、篆刻、調和体及び前衛、刻字を問わない。
2. 額・枠・軸装いずれも可とする。表装仕上がり寸法は、1.5㎡以内とし、縦形式は一辺が242cm・横形式は一辺が182cm以内とする。なお、ガラスは不可とし、重量は10kg以内とする。
3. 篆刻作品は印影のみの作品とし、縦39cm×横30cm以内の額装とする。刻字作品の大きさもこれに準ずる。

【彫刻の部】

1. 高さ 200cm×幅 100cm×奥行 100cm 以内とする。
2. 重量は 200kg 以内とする。

【工芸の部】

1. 工芸作品(陶芸、染織、漆芸、金工、木竹、人形、その他)とする。
 2. 立体作品は高さ 60cm 以内とし、平面(壁面を含む)作品は50号(116.7cm×116.7cm)以内とする。なお、額装した作品で30号以上の作品については、額縁の幅(マットを含む。)は6cm以内とする。
 3. 屏風は二曲とし、平面時のサイズは高さ 149cm×横 140cm 以内とする。
-